

全国健康保険協会千葉支部 第79回評議会

(平成28年3月17日開催)

平成28年度 都道府県単位保険料率について

平成 28 年度 都道府県単位保険料率について

※平成 28 年 2 月 8 日付けで下記のとおり厚生労働大臣より認可

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.15%	滋賀県	9.99%
青森県	9.97%	京都府	10.00%
岩手県	9.93%	大阪府	10.07%
宮城県	9.96%	兵庫県	10.07%
秋田県	10.11%	奈良県	9.97%
山形県	10.00%	和歌山県	10.00%
福島県	9.90%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.92%	島根県	10.09%
栃木県	9.94%	岡山県	10.10%
群馬県	9.94%	広島県	10.04%
埼玉県	9.91%	山口県	10.13%
千葉県	9.93%	徳島県	10.18%
東京都	9.96%	香川県	10.15%
神奈川県	9.97%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.79%	高知県	10.10%
富山県	9.83%	福岡県	10.10%
石川県	9.99%	佐賀県	10.33%
福井県	9.93%	長崎県	10.12%
山梨県	10.00%	熊本県	10.10%
長野県	9.88%	大分県	10.04%
岐阜県	9.93%	宮崎県	9.95%
静岡県	9.89%	鹿児島県	10.06%
愛知県	9.97%	沖縄県	9.87%
三重県	9.93%		

2. 適用時期

平成 28 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

厚生労働省告示第13号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

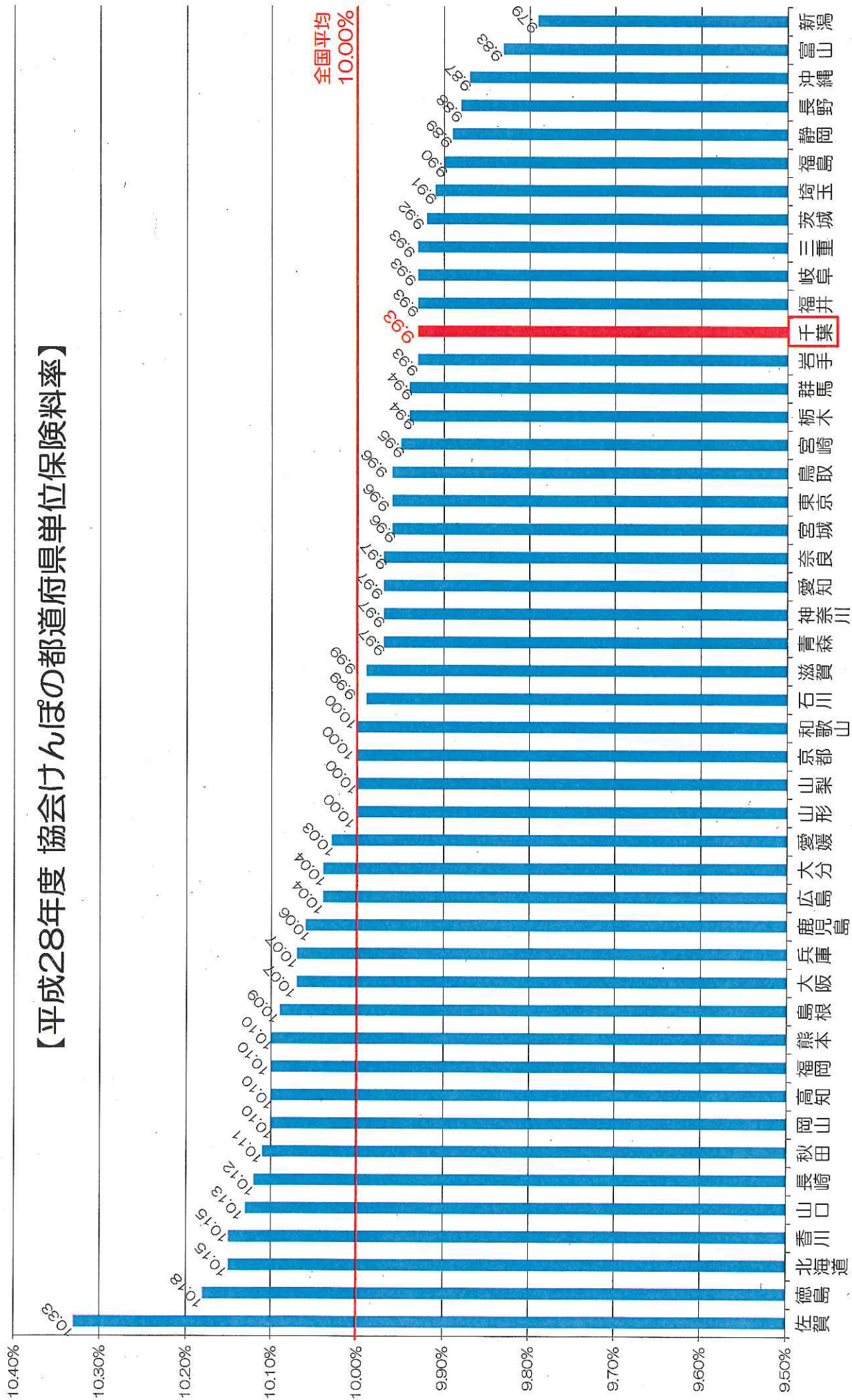
平成28年1月28日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成28年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に4.4を乗じて得た率を10で除して得た率とする。

【平成28年度 協会けんぽの都道府県単位保険料率】



全国平均は10.00%。最高は佐賀支部の10.33%、最低は新潟支部の9.79%で、0.54%の差がある。
 千葉支部は9.93%で全国で9番目に低い水準となっている。

平成28年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

都道府県	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)		調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.84)	保険料率 (調整・特別計上等除く) (c)	保険料率 (調整・特別計上等含む) (c+a)
	年齢調整	所得調整						
全 国	5.16				5.16	10.00	10.00	10.00
1 北海道	6.21	▲ 0.22	▲ 0.41		5.58	10.42	10.18	10.15
2 青 森	6.17	▲ 0.07	▲ 0.96		5.15	9.98	9.99	9.97
3 岩 手	5.78	▲ 0.16	▲ 0.67		4.95	9.78	9.90	9.93
4 宮 城	5.44	▲ 0.05	▲ 0.26		5.13	9.96	9.98	9.96
5 秋 田	6.68	▲ 0.39	▲ 0.92		5.37	10.21	10.09	10.11
6 山 形	5.71	▲ 0.12	▲ 0.52		5.07	9.91	9.96	10.00
7 福 島	5.23	▲ 0.00	▲ 0.24		4.98	9.82	9.92	9.90
8 茨 城	4.73	0.06	0.14		4.93	9.76	9.90	9.92
9 栃 木	4.93	0.01	0.03		4.97	9.81	9.92	9.94
10 群 馬	5.10	▲ 0.04	▲ 0.08		4.98	9.82	9.92	9.94
11 埼 馬	4.72	0.01	0.20		4.93	9.77	9.90	9.91
12 千 葉	4.79	▲ 0.06	0.22		4.95	9.78	9.90	9.93
13 東 京	4.23	0.03	0.78		5.04	9.88	9.95	9.96
14 神 奈 川	4.56	▲ 0.02	0.54		5.09	9.92	9.97	9.97
15 新 潟	5.12	▲ 0.11	▲ 0.31		4.70	9.53	9.80	9.79
16 富 山	4.68	▲ 0.08	0.20		4.81	9.64	9.84	9.83
17 石 川	5.17	▲ 0.02	0.03		5.18	10.02	10.01	9.99
18 福 井	5.21	▲ 0.08	▲ 0.03		5.10	9.94	9.97	9.93
19 山 梨	5.27	▲ 0.08	▲ 0.14		5.05	9.88	9.95	10.00
20 山 梨	4.95	▲ 0.06	▲ 0.15		4.74	9.57	9.81	9.88
21 岐 阜	5.07	0.02	▲ 0.03		5.05	9.89	9.95	9.93
22 静 岡	4.74	▲ 0.06	0.20		4.87	9.71	9.87	9.89
23 愛 知	4.56	0.15	0.36		5.07	9.91	9.96	9.97
24 三 重	4.86	0.03	0.09		4.98	9.81	9.92	9.93
25 滋 賀	5.11	0.04	▲ 0.05		5.10	9.94	9.97	9.99
26 京 都	5.03	0.01	0.09		5.13	9.96	9.98	10.00
27 大 阪	5.13	0.08	0.16		5.37	10.20	10.09	10.07
28 兵 庫	5.18	0.04	0.04		5.26	10.09	10.04	10.07
29 和 歌 山	5.60	▲ 0.05	▲ 0.39		5.15	9.99	9.99	9.97
30 和 歌 山	5.59	▲ 0.07	▲ 0.46		5.20	10.03	10.01	10.00
31 鳥 取	5.83	▲ 0.06	▲ 0.69		5.07	9.91	9.96	9.96
32 島 根	5.97	▲ 0.16	▲ 0.52		5.29	10.12	10.05	10.09
33 岡 山	5.48	0.06	▲ 0.15		5.39	10.23	10.10	10.10
34 岡 山	5.35	0.02	▲ 0.09		5.28	10.11	10.05	10.04
35 山 口	5.65	▲ 0.15	▲ 0.12		5.38	10.21	10.09	10.13
36 徳 島	5.98	▲ 0.09	▲ 0.37		5.53	10.36	10.16	10.18
37 香 川	5.82	▲ 0.05	▲ 0.25		5.52	10.36	10.16	10.15
38 愛 媛	5.69	0.06	▲ 0.49		5.26	10.09	10.04	10.03
39 高 知	5.83	▲ 0.06	▲ 0.40		5.37	10.20	10.09	10.10
40 福 岡	5.78	0.03	▲ 0.30		5.61	10.34	10.15	10.10
41 佐 賀	6.73	▲ 0.10	▲ 0.76		5.87	10.70	10.31	10.33
42 長 崎	6.21	▲ 0.04	▲ 0.74		5.43	10.27	10.12	10.12
43 熊 本	6.08	0.02	▲ 0.69		5.42	10.25	10.11	10.10
44 大 分	6.16	▲ 0.14	▲ 0.67		5.36	10.19	10.08	10.04
45 宮 崎	5.95	0.02	▲ 0.87		5.09	9.93	9.97	9.95
46 鹿 児 島	6.12	0.05	▲ 0.86		5.31	10.14	10.06	10.06
47 沖 縄	6.48	0.41	▲ 1.84		5.05	9.88	9.95	9.87

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、後期高齢者支援金等(3.70%)、保健事業費等(0.70%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.84%)を加算したものである。
 ・保険料率(c)は、歳末繰り上げとして、当該年度の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の4.4となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.84%を加算したものである。
 ・保険料率(c+a)は、保険料率(c)には含まれていない、平成26年度の都道府県支都ごとの収支における収支差の精算分、平成26年度の都道府県単位保険料率を算出したことに伴う精算分及び支都ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

平成28年度都道府県単位保険料率の27年度保険料率からの変化について

(単位:%)

	H27保険料率	H28保険料率	現在からの変化分
	(a)	(b)	(b) - (a)
全 国	10.00	10.00	0.00
佐 賀	10.21	10.33	+0.12
徳 島	10.10	10.18	+0.08
秋 田	10.06	10.11	+0.05
滋 賀	9.94	9.99	+0.05
高 知	10.05	10.10	+0.05
長 崎	10.07	10.12	+0.05
山 梨	9.96	10.00	+0.04
香 川	10.11	10.15	+0.04
鹿 児 島	10.02	10.06	+0.04
山 形	9.97	10.00	+0.03
大 阪	10.04	10.07	+0.03
兵 庫	10.04	10.07	+0.03
和 歌 山	9.97	10.00	+0.03
島 根	10.06	10.09	+0.03
山 口	10.10	10.13	+0.03
群 馬	9.92	9.94	+0.02
北 海 道	10.14	10.15	+0.01
岡 山	10.09	10.10	+0.01
広 島	10.03	10.04	+0.01
福 岡	10.09	10.10	+0.01
熊 本	10.09	10.10	+0.01
大 分	10.03	10.04	+0.01
宮 城	9.96	9.96	0.00
茨 城	9.92	9.92	0.00
石 川	9.99	9.99	0.00
福 井	9.93	9.93	0.00
愛 知	9.97	9.97	0.00
鳥 取	9.96	9.96	0.00
愛 媛	10.03	10.03	0.00
青 森	9.98	9.97	▲0.01
福 島	9.92	9.91	▲0.01
栃 木	9.95	9.94	▲0.01
東 京	9.97	9.96	▲0.01
神 奈 川	9.98	9.97	▲0.01
三 重	9.94	9.93	▲0.01
奈 良	9.98	9.97	▲0.01
埼 玉	9.93	9.91	▲0.02
京 都	10.02	10.00	▲0.02
長 野	9.91	9.88	▲0.03
静 岡	9.92	9.89	▲0.03
宮 崎	9.98	9.95	▲0.03
岩 手	9.97	9.93	▲0.04
千 葉	9.97	9.93	▲0.04
岐 阜	9.98	9.93	▲0.05
新 潟	9.86	9.79	▲0.07
富 山	9.91	9.83	▲0.08
沖 縄	9.96	9.87	▲0.09

引き上げとなる支部 → 22支部
 引き下げとなる支部 → 18支部
 変わらない支部 → 7支部

平成28年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$

$$\text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

平成27年度

9.86 ~ 10.21% (9.97)

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定保険料率} \\ \text{基本保険料率} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} 3.83\% \\ 6.03 \sim 6.38\% (6.14) \end{array} \right]$$



平成28年度

※平成28年3月分(4月納付分)から

9.79 ~ 10.33% (9.93)

$$\left[\begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} 3.67\% \\ 6.12 \sim 6.66\% (6.26) \end{array} \right]$$

()は千葉支部の数値

※任意継続被保険者は、平成28年4月分から

介護保険の平成28年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

28年度は、27年度末に見込まれる剰余分(248億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.58%**(27年5月納付分以降と同率)とする。

※ 28年度政府予算案では、介護納付金は9,498億円と前年度比で527億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

平成28年度保険料率に関する広報について

広報の方針

- 平成28年度の都道府県単位保険料率については、激変緩和率や過去の精算の影響などにより、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据え置きなどの3パターンが混在することから、このことを加入者・事業主の方々へ積極的かつ正確に周知する。
- 加えて、医療費適正化等に係る協会けんぽの取組み状況の周知を行い、保険者機能を発揮する。

